基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月九日

静岡県浜松市西区湖東町三三七七―一

株式会社ダッツ

代表取締役　安藤　英世

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月二十四日を基準日と定め、同日十四時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月上旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月九日

静岡県藤枝市若王子七〇五番地の二

株式会社藤枝ＭＹＦＣ

代表取締役　小山　淳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月九日

東京都中央区銀座七丁目七番一一号

菅原電気株式会社

代表取締役　二宮　保

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月九日

東京都港区新橋五丁目二二番六号ル・グラシエルビル二―七階

株式会社熱電素子開発

代表取締役　柳瀬　浩司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月九日

東京都千代田区神田紺屋町四六番地

株式会社ケイアイム

代表取締役　今給黎　健

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十三年二月二十四日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

特定社債の発行等により生じた金銭を、資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資の払戻しとして優先出資者に交付するため。

二　優先資本金の額の減少をする要件

ある事業年度（以下「配当不足事業年度」という。）に係る配当可能利益が、Ａ号優先出資普通配当枠の満額の配当を行うのに不足（以下、かかる配当の不足額を「配当不足額」という。）すること。

三　優先資本金の額の減少をする時期

配当不足事業年度に係る定時社員総会の終結後に遅滞なく行う。

四　優先資本金の減少の額

金二千八百四十五万円

五　消却する優先出資の種類及び口数

Ａ号優先出資五六九口を償却する。

六　消却の方法

消却の対象となるＡ号優先出資五六九口を、各Ａ号優先出資社員の保有口数で按分して（小数点以下は四捨五入する。）それぞれ消却口数を決定し、優先出資一口につき金五万円で有償強制消却する。

七　消却に要する金額

金二千八百四十五万円

優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

Ａ号優先出資

平成二十三年二月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

特定目的会社Ｋｅｎ―１ＭＡＸ

取締役　粟国　正樹

取消公告

平成二十三年二月二日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十三年二月九日

長崎県大村市上諏訪町八九八番地

（甲）有限会社大幸企画

代表取締役　時　忠之

長崎県大村市上諏訪町八九八番地

（乙）有限会社トータス

代表取締役　時　忠之

平成二十三年二月九日

新潟県佐渡市八幡二〇四三番地

国際佐渡観光ホテル株式会社

代表取締役　河村　多克

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年二月九日

東京都千代田区神田紺屋町四六番地

株式会社ケイアイム

代表取締役　今給黎　健

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月九日

長崎県佐世保市卸本町二四番二号

株式会社スギモト

代表取締役　相良紘一郎

限定承認公告

本籍福井県福井市糸崎町第二一号二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　水間　長

右被相続人は平成二十二年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年一月三十一日福井家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館八階　九頭竜法律事務所

相続財産管理人酒井一枝

代理人弁護士　八木　宏

同　峯金　克弥

同　梅田　景子

定款変更につき通知公告及び基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月八日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）及び同日開催の普通株主による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して、当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め（以下「全部取得条項」という。）を設けることといたしましたので、公告いたします。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」という。）の取得に関する決議に基づき、平成二十三年三月八日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月九日を取得日としてその所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式一株につき当社Ａ種類株式を十六万六千二百分の一株の割合をもって交付する株主と定めましたので、公告いたします。

正誤

ページ	段	行	誤	正
二一	一	八	入国管理事務所	入国管理局
〃	〃	一七～一八	発給	交付
〃	〃	二四～二五	発給された上陸許可の証印	受けた上陸許可
〃	二	終りから七～六	滞在期間に合致する	在留期間に応じ
〃	三	終りから九～八	滞在期間を超えた滞在期間の延長	在留期間を超えた在留期間の更新

（原稿誤り）

外務省告示第五百十八号（査証手続の簡素化に関する日本国政府とインド共和国政府との間の覚書に関する件）

平成二十二年十二月十七日（号外特第二十八号）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月九日付第二六号九六ページ

ージ●同日付政府調達第二六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）